

## 処 分 基 準

平成17年4月1日作成

|  |
|--|
| 法 令 名：道路交通法  |
| 根 拠 条 項：第51条の9   |
| 処 分 概 要：登録法人に対する適合命令   |
| 原権者（委任先）：島根県公安委員会  |
| 法 令 の 定 め：   |
| 処 分 基 準：<br>登録法人に法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しない事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の早期是正の見込み等の事情を勘案して、当該事実に応じた必要な措置をとるべきことを命ずることとする。<br>なお、次のような場合は、適合命令は行わないこととする。<br>・ 法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しなくなった事実が判明した後、当該法人が速やかにこれを是正・回復等しようとしており、その早期是正・回復等が見込まれるとき。 |
| 問 い 合 わ せ 先：島根県警察本部交通部交通指導課（電話0852-26-0110）  |
| 備 考：   |